

数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年七月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三九、〇三八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四三、九八八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、七三七	岩沼選挙区	一一、二五五
宮城野選挙区	五三、四七六	登米選挙区	二二、七七三
若林選挙区	三八、五〇七	栗原選挙区	一九、七六四
太白選挙区	六四、六二七	東松島選挙区	一一、二八五
泉選挙区	六〇、三五三	大崎選挙区	三六、八四九
石巻・牡鹿選挙区	四三、一六六	富谷・黒川選挙区	二五、六三三
塩釜選挙区	一五、六五六	柴田選挙区	二三、一七八
気仙沼・本吉選挙区	二二、三〇八	亘理選挙区	一三、一八六
白石・刈田選挙区	一三、七二七	宮城選挙区	一四、〇五四
名取選挙区	二一、四六八	加美選挙区	八、六二一
角田・伊具選挙区	一一、三三七	遠田選挙区	一一、七八一
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、八九九		

○宮選管告示第七十七号

令和元年七月三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年七月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○参宮選告示第一号

令和元年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年七月四日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 伊 東 則 夫

○参宮選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年七月四日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 伊 東 則 夫

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和元年七月十八日 午後五時

○参比選告示第一号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和元年七月四日

参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 齊 藤 幸 治

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和元年七月四日

一 場 所
二 日 時

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
令和元年七月十八日

午後五時

参議院比例代表選出議員選挙
宮城県選挙分会長 齊藤幸治